

解体補助のご案内

災害に強いまちづくりの推進の一環として、
耐震性のない住宅^(※1)の解体工事費用の一部を補助します。

申請受付開始日：令和8年5月11日(月)
当日は午前9時より整理券を配布し、順番で受付を行います
会場：千曲市役所3階 301会議室A（5月12日以降は建築課窓口受付）

解体補助の補助率・補助金額

解体工事に直接かかる費用の2分の1以内の額
(上限額は、建替等97.8万円・建替等以外50万円)



解体補助対象者

・対象となる住宅の所有者(**登記事項証明書に記載されている名義人**)で、前年の収入金額が給与所得のみの場合は、収入金額が1,442万円以下の方。その他の所得がある場合は、所得金額が1,200万円以下の方。

・市税等の滞納がない方。

(注意)

・共有の所有者がいる場合は、その全員から事前に同意を得てください。また、同意者から疑義、紛争等が生じた場合は、自ら責任を持って、その疑義、紛争等について解決する旨を確約してください。

対象住宅 (※1)

以下の全てに当てはまる昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅

① 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満となった住宅又は市が実施した容易な耐震診断の結果、**倒壊の危険性があると判断された住宅**

② 個人所有の一戸建て住宅(貸家を除く)で、**不動産登記(建築)**されている部分に限ります

③ 「千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業」において、過去に補助金の交付を受けていない住宅

(注意)

・住宅は、水回り3点(キッチン・お風呂・トイレ)がある建物とします。(ない場合は要相談)

・1区画に1軒の住宅が対象であり、離れ、納屋、倉庫、物置、蔵、植栽、塀等を含む外構は対象外です。

・令和9年2月末までに、工事の実績報告が完了するものに限ります。

・**相続登記が済んでいない住宅や未登記の部分は対象外です。事前に登記簿等で確認をしてください。**

・住宅を解体した後、更地にしておく場合は、土地の固定資産税の軽減がなくなることがあります。